

第 1 事業の内容等

1 事業内容

令和 2 年 7 月豪雨対応産地緊急支援事業のうち茶産地再生支援対策（以下「本事業」という。）で支援する取組は、令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた地域において、営農再開及び継続を図るために行う以下の取組とする。

なお、（１）の取組については必ず実施するものとする。

また、（２）の取組は、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は構成員を除く。）に委託することができるものとする。

（１）検討会の開催

事業実施主体は、茶の改植等の取組を実施するため、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の本事業の推進に必要な構成員による検討会を開催し、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

（２）茶の改植等

茶の改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入及び有機栽培への転換をいう。以下同じ。）であって、茶園の若返り、競争力のある品種や栽培法への転換を図ることを目的として行うものとする。

2 事業実施主体

（１）事業実施主体は、次に掲げるものとする（ただし、１（２）の取組は、都道府県、市町村を除く。）。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体（事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）

エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

オ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるもの）

（２）事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 共通

（ア）事業についての知見を有し、かつ、茶の産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。

（イ）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えてい

ること。

(ウ) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

(エ) 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

(オ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

イ 1（2）の茶の改植等に取り組む場合には、第6の1に定める要件を満たしていること。

3 採択要件

採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

(1) 成果目標の基準

成果目標は、改植等の取組が実施された茶園において当該取組の態様が継続されており適切な栽培管理が行われていることとする。

(2) 目標年度

成果目標の達成年度は、第6の1（2）エ（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（ク）及び（ケ）の取組を行う場合は支援対象年度の3年後、第6の1（2）エ（イ）及び（コ）の取組を行う場合は支援対象年度の4年後、第6の1（2）エ（キ）の取組を行う場合は支援対象年度の翌年度を目標年度とする。

4 補助率等

補助率は定額とする。

第2 助成

1 補助対象経費

補助対象とする経費は、実施要綱別表3の費目のうち、以下に掲げるものとする。

(1) 検討会の開催

事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等

(2) 茶の改植等

備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等

2 補助対象外の経費

次の経費は、補助の対象としない。

(1) 国の他の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

(2) 事業実施主体若しくはその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費

(3) 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に

- 係るものを除く。）、販売価格支持又は所得補償に係る経費
- (4) 販売促進のためのPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
 - (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、別記様式第1号に別記様式第1号別添1を添付した事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出してその承認を受けるものとする。

この場合において、第1の1（2）については別記様式第1号別添2の茶改植等支援実施計画を作成し、事業実施計画と併せて提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業実施計画等の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

事業実施主体は、事業実施計画において事業を行うこととされた面積等と、実際に事業を実施している面積等とを比較し、必要に応じて、計画の変更の要否等について、地方農政局長等に助言及び指導を求めることができることとする。

この場合において、事業実施主体は、地方農政局長等の助言及び指導の内容を考慮した結果、計画の変更が必要であると判断する場合には、別記様式第1号及び別記様式第1号別添1により、地方農政局長等に対し計画変更の承認を申請することとし、地方農政局長等は、当該申請が適当であると認める場合には、これを認める旨を通知することとする。

2 事業実施計画の承認等

地方農政局長等は、次の（1）から（3）までの要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画を承認し、通知するものとする。

なお、生産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、地方農政局長等の承認を得たものとみなすことができる。

- (1) 第1の2（2）の事業の実施要件を全て満たしていること
- (2) 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること

3 補助金の返還等

- (1) 地方農政局長等は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合においては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることとする。

- (2) 地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体がこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部についての返還を命ずることとする。

ア 事業実施主体が事業を中止したとき

イ 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

ウ 事業実施主体が第5の1に定める事業評価等の報告を怠ったとき

エ 茶の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第4 事業実施状況の報告等

事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式第2号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、茶の改植等の取組については第6の1に定めるところによるものとする。

第5 事業の評価

- 1 事業の評価については、実施要綱第8の手続を準用するものとし、実施要綱第8の1の(1)に基づく事業実施主体による評価及びその報告は、別記様式第3号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

ただし、茶の改植等の取組については、実施する各取組の成果目標年度の最終年度の翌年度に、全ての取組の事業評価の報告を行うものとする。

- 2 実施要綱第8の1の(2)に基づく地方農政局長等による点検評価は、実施要綱第8の1の(1)に規定する事業実施主体による事業評価が適正になされているかについて行うものとし、点検評価の結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 地方農政局長等は、実施要綱第8の1の(1)により提出を受けた事業評価の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第4号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聴き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長等は、3により評価結果を取りまとめた場合は、生産局長等に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するとともに、評価結果について公表するものとする。

なお、公表は別記様式第4号により行うものとする。

- 5 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行った後1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第5号により提出させるものとする。

- 6 地方農政局長等は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、5による改善計画に基づく取組終了後、事業実施主体に対し、再度事業評価を提出させるものとする。

第6 その他

1 茶の改植等について

茶の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 定義

本事業について、以下のアからサまでに掲げる用語の定義は、当該アからサまでに定めるところによる。

ア 改植

茶園において、茶樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあつては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ 茶園整理

茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。

キ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

ク 有機栽培への転換

有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ケ 未収益支援

改植等（新植、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入及び有機栽培への転換を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を補助することをいう。

コ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間をいう。

サ 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、（６）に定める方法により算定した面積をいう。

（２）事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。

（ア）エ（イ）に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

ａ 40 アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと

ｂ 次の（a）から（e）までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

（a）ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

（b）新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

（c）生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

（d）機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

（e）国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

（イ）エ（キ）に掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、茶園整理を実施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること。

（ウ）運営に係る規約その他の規程が定められていること。

（エ）生産者グループの中心となる荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。

ウ 支援の対象となる茶園

支援対象となる茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（ア）令和2年7月豪雨により被災した茶園（これまでに本事業による改植支援の対象となった茶園であって、被災した時点において当該改植が完了していなかったものを除く。）であって、当該被災について地方公共団体による罹災証明書等の被災を証明できる書類の交付を受けていること。

- (イ) 改植等（新植及び茶園整理を除く。）を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
- (ウ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植及び茶園整理を除く。）実施後においても、同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (エ) 当該茶園について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条に規定する農地転用の許可申請書が提出されていないこと。ただし、茶園整理についてはこの限りではない。
- (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。ただし、茶園整理についてはこの限りではない。
- (カ) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。ただし、未収益支援についてはこの限りではない。
- (キ) 有機栽培への転換を実施する茶園にあっては、目標年度までに有機 JAS 等の有機栽培に係る第三者認証を取得すること。

エ 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。

支援内容	10アール当たり単価
(ア) 改植に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 改植に伴う未収益支援②	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円
(オ) 改植支援	152,000円
(カ) 新植支援	120,000円
(キ) 茶園整理	50,000円
(ク) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000円
(ケ) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
(コ) 有機栽培への転換	100,000円

--	--

(注) 上記の (ア) から (コ) までに挙げる支援内容のうち、(ア) と (オ) 、 (イ) と (オ) 、 (ウ) と (ク) 、 (ア) と (オ) と (コ) 、 (イ) と (オ) と (コ) 、 (ウ) と (ク) と (コ) 、 (ア) と (コ) 、 (イ) と (コ) 、 (ウ) と (コ) 、 (エ) と (コ) 、 (オ) と (コ) 、 (カ) と (コ) 、 (ク) と (コ) 、 (ケ) と (コ) は同時に取り組むことができる。

ただし、未収益支援の対象となった茶園（以下「対象茶園」という。）のうち、次の表の左欄に掲げる茶園が含まれる場合の補助金の総額の算定に当たっては、算定された補助金の総額から対象茶園中に含まれる次の表の左欄の茶園の面積に右欄の10アール当たり単価を乗じて得た額の和を控除した額をもって補助金の総額とする。

対象茶園	10アール当たり単価
(ア) 平成30年度に、第6の1(2)エの表の(ア)又は(イ)の支援に係る交付決定を受けたもの	47,000円
(イ) 平成31年度(西暦2019年度)に、第6の1(2)エの表の(ア)又は(イ)の支援に係る交付決定を受けたもの	94,000円

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(2)イの定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切、かつ、円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(4) 事業実施手続

第3の1(1)の茶改植等支援実施計画書の手続は、次のとおりとする。

ア 茶改植等支援実施計画書

(ア) 事業実施主体は、毎年度、別記様式第1号別添2により支援対象年度ごとの茶改植等支援実施計画書を作成し、別記様式第1号とともに地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア) の茶改植等支援実施計画書の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、支援対象年度ごとに、別記様式第1号別添3により茶生産者グループ別事業実施計画書の、別記様式第1号別添4により生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に茶改植等支援実施計画書の別記様式第1号別添3-2を作成し、第3の2の承認を受けるものとする。

(エ) (ア) から(ウ) までの規定は、茶改植等支援実施計画書、茶生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別改植等事業実施計画書の変更について、準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

(ア) 事業実施主体は、茶生産者グループから提出を受けたア(イ) の生産者別改植等事業実施計画書において改植等を行うこととされている茶園が(2)ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に確認するため、毎年度、(7) に定めるところにより、茶生産者グループから支援対象年度ごとの事前確認資料を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、毎年度、別記様式第1号別添5及び別添6により、支援対象者が改植等を行ったことを確認するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループから、別記様式第1号別添7により支援対象年度ごとの(5) ア(カ) bに定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)の提出を受けるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、別記様式第1号別添8により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) (4) イ(ア) に定める確認(以下「事前確認」という。)は、当該(4)イ(ア)により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、(4) イ(イ) に定める確認(以下「事後確認」という。)に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
 - b 実際の支援対象面積
 - c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。
 - e 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。
 - f 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
 - g 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
 - h 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機 JAS 等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。
- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア) 及び (イ) に係る確認業務を次の a から d までに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
 - b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
 - c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
 - d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。
- (カ) 実施確認結果の通知
- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、別記様式第 1 号別添 9 により確認結果を通知する。
 - b a の通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別記様式第 1 号別添 10 により通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

実施要綱第 7 の 1 の報告について、事業実施主体は、(2) エ (ア)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(ク) 及び (ケ) の取組を行う場合については支援対象年度の 3 年後までの間、(2) エ (イ) 及び (コ) の取組を行う場合については支援対象年度の 4 年後までの間、(2) エ (キ) の取組を行う場合につ

いては支援対象年度の1年後までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、別記様式第2号別添1により事業実施状況報告書を作成し、別記様式第2号別添2を付して翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合
- (イ) 気象災害等により茶園若しくは茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

(6) 支援対象面積の算定方法について

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(ウ) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(エ) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(オ) 台切り

茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

(カ) 茶園整理

茶樹の伐採及び抜根を行った面積

(キ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(ク) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積

- (ケ) 有機栽培への転換を行った面積
 有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う面積

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア) 実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(エ) その他

(ア) から (ウ) まではにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(ア) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）

(7) 事前確認に必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
ア 改植に伴う未収益支援及び改植支援	【同一茶園の場合】 - 改植を行う前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 - 茶樹の樹体の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料

	(移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真(更地の状況) (エ) 客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ウ 台切りに伴う未収益支援	・台切りを実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
エ 茶園整理	・茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、抜根前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (伐採及び抜根前の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
オ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
カ 被覆栽培への転換に必要な資材の導入	・直接被覆栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
キ 有機栽培への転換	・有機栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し

2 事業の着手

本事業の実施については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

3 推進指導

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指

導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

4 不正行為に対する措置

地方農政局長等は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

令和 2 年 7 月豪雨対応産地緊急支援事業
(茶産地再生支援対策事業)

- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 事業実績報告書

事業実施年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

第 1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業量 (回数、台数、 面積等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			補助率	備 考
			国庫 補助金	自己負担	その他		
(1) 検討会の開催						定額	
(2) 茶の改植等						定額	
計							

注：「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。

2 受益農家等の状況

受益農業従事者数	受益農業従事者のうち法人・集落 営農、新規就農者の数	事業実施主体	
		法人・集落営農組織の 場合は右欄に○を記入	

注：受益農業従事者の欄は、本事業を実施することにより益を受ける者の数を記入すること。また、農事組合法人の場合は、農事組合を設立する際の発起人を受益農家戸数とする。農事組合法人以外の農地所有適格法人は、定款に記載された法人の構成員（出資者）であって農業に 150 日以上従事する者を受益農業従事者とする。特定農業団体の場合は、その構成員を受益農業従事者とする。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 事業対象作物の被災状況、生産状況

（1）被災状況

作物名	被災状況	被災面積		備 考
		面積（a）	農家戸数	

(2) 生産状況

ア 栽培面積及び生産量

作物名	現 状 (年度)		本年度 (年度)		目 標 (年度)		備 考
	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	

注1:「本年度の栽培面積」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積を記入すること。

2:「本年度の生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画しているほ場で生産される見込数量を記入すること。

イ 10a 当たり単収及び労働時間

(ア) 10a 当たり単収

作物名	現 況 (年度) (kg/10a)	目 標 (年度) (kg/10a)	備 考

(イ) 10a 当たり労働時間

作物名	現 況 (年度) (時間/10a)	目 標 (年度) (時間/10a)	備 考

ウ 販売状況

作物名	販売先の確保状況	販売形態	備 考
	有 ・ 無	相対取引・その他	

5 事業目的及び成果目標

(1) 事業目的

--

注:産地における現状と課題、当該作物に取り組む目的等について記載すること。

(2) 成果目標

ア 達成すべき成果目標の具体的な内容

達成すべき成果目標	目標の考え方	事後評価の検証の方法

注1：達成すべき成果目標は、本別記の第1の3に基づき記入すること。

2：目標の考え方は、目標の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標をどれだけ達成できるかを記入すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(年 度) 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備 考

注：適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備 考
年 月				

注 1：参集範囲は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2：開催する検討会ごとに記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 茶の改植等の実施概要

(詳細は別記様式第 1 号別添 2「茶改植等実施(変更)計画書」のとおり)

--

注 1：新植・改植、未収益期間等の支援の理由や目的、取組内容等を記載すること。

2：茶の改植等を実施する場合は、別記様式第 1 号別添 2 及び別添 3 を添付すること。

第3 事業実施経費

事業内容	費 目	細 目	単 価 (円) ①	員 数 (人数、回数) ②	金 額 (円) (①×②)	備 考
(1) 検討会の開催						
計						
(2) 茶の改植等						
計						
総 計						

注1：「備考欄」には、単価、員数等の根拠（資料名等）を具体的に記載すること。

2：適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

第4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	
	当該事業に関する知見・知識	
共同機関	大 学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
事業責任者	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	
会計担当者	氏 名	
	所属機関	
	職 名	
	所在地	〒
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制が分かる図を添付すること。

2：過去の類似事業の実績の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3：事業責任者の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

4：共同機関がない場合、当該欄は削除すること。

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注：「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名を記入すること。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
茶産地再生支援対策事業	円	円	円	円	
合 計					

第6 添付書類

- 1 罹災証明書等の被災を証明できる書類
- 2 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表（又は収支予算書、収支決算書等）
- 3 「協議会」、「その他の農業者の組織する団体」の場合は、役員名簿、構成員名簿
- 4 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 5 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- 6 その他、地方農政局長等が必要と認める資料

茶産地再生支援対策事業のうち
茶改植等支援実施（変更）計画書

事業実施年度：令和 年度

計画区域名： （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

第1 事業実施主体の概要

代表者名	
------	--

設立年月日	
-------	--

事業実施主体の構成員	
------------	--

※ 本別記の第6の1(2)イ(ウ)に定める規約(又は定款)及び推進体制の分かる資料を添付すること。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の概要

--

2 茶生産者グループ一覧表

茶生産者グループ名										計	か所

3 事業実施計画総括表

取組名	茶園面積(㎡)①	実施面積(㎡)②	単価③	補助金(円) ②×③	実施農家数(戸)	茶園面積に占める割合(②/①)
改植に伴う未収益支援①	—		141円/㎡	0	—	—
改植に伴う未収益支援②	—		181円/㎡	0	—	—
棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	—		40円/㎡	0	—	—
台切りに伴う未収益支援	—		70円/㎡	0	—	—

改植支援	—		152円/㎡	0	—	—
新植支援	—		120円/㎡	0	—	—
茶園整理	—		50円/㎡	0	—	—
棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	—		100円/㎡	0	—	—
直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	—		100円/㎡	0	—	—
有機栽培への転換	—		100円/㎡	0	—	—
合計		0	—	0		
うち消費税	—	—	—		—	—
合計(消費税除く)	—	—	—		—	—

※ 未収益支援②を受ける場合は、異なる品種への改植実施面積の合計が、4000㎡以上又は当該茶生産者グループに参画する全ての生産者の改植実施面積の1割以上を占めていること。

4 改植における品種構成

改植実施面積(㎡) ①	現在栽培されている品種と異なる品種を改植する面積計 (㎡) ②	転換元以外の品種が占める割合 (②/①)

5 実施面積確認等計画

実施時期	確認実施者	内容

添付書類（添付書類名を記載すること）

・茶生産者グループ別事業実施（変更）計画一覧表（別記様式第1号別添2添付資料）
・茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書（別記様式第1号別添3－1）
・令和3年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画（別記様式第1号別添3－2）
・事業実施主体の規約（又は定款）及び推進体制の分かる資料

第3 推進事務費

推進事務費実施計画

区分	内容（事業量）	事業費	負担区分	
			国庫補助金	その他
推進事務費		円	円	円
謝金				
賃金				
旅費				
事務費等				
委託費				

第4 完了（予定）年月日

茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表

茶生産者グループ	実施農家数 (戸)	茶園面積 (㎡) ※1	未収益支援②の場合の課題解決への取組 ((4)から2項目選択) ※2	実施面積 (㎡) ア														補助金 (円) = ア × 単価 (円/㎡)												除税額	計	年度内事業実施の確実性	支援対象面積の事前精査
				改植 (㎡) に伴う未収益支援①	うち現在栽培されている品種と異なる品種を改植する面積計 (㎡)	改植 (㎡) に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援 (㎡)	台切りに伴う未収益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)	うち現在栽培されている品種と異なる品種を改植する面積計 (㎡)	新植支援 (㎡)	茶園整理 (㎡)	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入 (㎡)	有機栽培への転換 (㎡)	合計 (㎡)	改植 (㎡) に伴う未収益支援① 【単価141円/㎡】	改植 (㎡) に伴う未収益支援② 【単価181円/㎡】	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援 (㎡) 【単価40円/㎡】	台切りに伴う未収益支援 (㎡) 【単価70円/㎡】	改植支援 (㎡) 【単価152円/㎡】	新植支援 (㎡) 【単価120円/㎡】	茶園支援 (㎡) 【単価50円/㎡】	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入 【単価100円/㎡】	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入 【単価100円/㎡】	有機栽培への転換 【単価100円/㎡】	合計 (円)						
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					
計	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※1 茶生産者グループ内の茶園面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。

※2 本別記の第6の1(2)イ(ア)の規定に従い、改植に伴う未収益支援②の場合は、以下の3つ以上の取組を行うこと

(ア) 40アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと

(イ) 次の①～⑤の5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

- ① 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施
- ② 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
- ③ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
- ④ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
- ⑤ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

※3 年度内実施の確実性の記入については、生産者グループが支援対象者の責任の範囲で実施が確実と確認できる場合に○を記載し、それ以外には×を記載する。

※4 支援対象面積の精査の確認欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

- 2 生産者グループの全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積を事前精査している場合。
- 1 過去の面積減少率から支援対象面積を推定する等、2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
- 0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

別記様式第1号別添3（第6の1（4）ア（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地
茶生産者グループ名
代 表 者 氏 名

印

令和〇〇年度茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書の提出について

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領（令和2年月日付け2生産第号、2政
統第号農林水産省生産局長、政策統括官通知）別記3の第6の1（4）ア（イ）（（4）
ア（ウ））に基づき、関係書類を添えて提出する。

（添付資料）

- ・茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書（別記様式第1号別添4－1）
（必要がある場合は別記様式第1号別添4－2）

注1 支援の対象となる生産者の状況の確認については、改組に伴う未収支支援②の場合の取組を記入する。(該当する項目「○」を付すこと)
アについては、茶生産者グループにおいて40アール以上又は改組実施面積の1割以上について異なる品種への改組が行われているれば、合計の欄に「○」を付すこと。
なお、確認にあたっては、「改組(m)」に伴う未収支支援②の合計面積が、40アール以上になっている又は「茶園面積」の合計の1割以上となっているかを確認すること。
イについては、次のaからeまでの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。(取り組む項目に「○」を付すこと)
a ドローン、無人操縦機等を活用した先端労働力削減技術の実証への設置
b 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証施設の設置
c 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
d 機械化作業体に対する茶園の取方向の統一
e 国内マーケットの新規開出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注2 支援対象面積の精査の確認については、以下の基準で該当する数値を記入。
1 生産者グループの全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査されている場合。
1 過去の面積減少率から支援対象面積を推定する等、2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。
2 奥地基本台帳等の登記面積を基にしている等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

注3 荒茶加工施設の構成員又は生業出荷農家の間で、補助金の交付を受けない生産者の人数を生産者名の欄に「その他○名」と記入すること。
また、荒茶加工施設名の茶園面積の計には、当該荒茶加工施設の茶園面積(受益面積)を記入すること。なお、当該茶園面積には、補助金の交付を受けない生産者の茶園面積も含めるものとする。
なお、記入した数値については、その根拠となる資料の提出を求められた場合、提出できるようにしておくこと。

注4 備考欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方法に該当するかを記入する。
また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円」うち補助金○○円〇〇を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総合計の備考の欄に合計額「(除税額○○円) うち補助金○○円〇〇」を記入すること。

注5 茶生産者グループの数に応じて、適宜上掲の表を追加して記入する。なお、事業実施主体ごとに、茶生産者グループの計画面積等を合計し、以下の項目について要件を満たすか確認すること。

項目	項目	計画	異なる品種への転換	判定	実績	最終判定
改植に伴う未収益支援②の場合	異なる品種への改植実施面積4000㎡以上	㎡	㎡		㎡	
	異なる品種への改植実施の合計が改植実施面積の1割以上	%			%	

令和3年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画

荒茶加工施設名	生産者名	生産者番号	ほ場所在地	茶園面積 (㎡)	計画			事業実施主 体による事 前確認日	実績		
					予定年月日		計画面積(㎡)		実施年月日		実績面積(㎡)
					作業 開始日	作業 終了日	改植		作業 開始日	作業 終了日	改植
計				0	0	0	0	0			0

※ 茶樹の定植が令和3年4月以降の場合記入すること。

※ 実績報告書提出時に、実績も記載したうえで添付して提出すること。

※ 別記様式第1号別添3-2(1)「令和3年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画変更届」を提出する場合には、本様式の変更部分について、変更前の記載内容を()書き、変更後の記載内容を()書きの下段に二段書きして添付すること。

別記様式第1号別添3-2(1)

令和3年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画変更事由書

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名

所在地

代表者氏名

印

令和2年〇月〇日付け〇〇第〇号により事業採択を受けた茶改植等支援実施計画書に添付した別記様式第1号別添3-2について、下記のとおり変更したいので、変更後の別記様式第1号別添3-2を付して提出する。

記

1 変更事由

2 変更箇所

生産者別改植等事業実施(変更)計画書

改植等実施年度	
生産者番号	

1. 基礎情報

氏名		茶生産者グループ名		課税事業者の有無	
県・市町村名		茶園面積 (㎡)			

注)茶園面積 (㎡)は、生産者が茶を栽培している面積 (幼木園も含む。)の合計を記入すること。

2. ほ場情報

(「改植」、「新植」、「棚施設を利用した栽培法への転換」、「台切り」、「茶園整理」、「棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入」、「直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入」、「有機栽培への転換」のいずれかを行い、本事業で補助金の交付を受ける予定の全てのほ場について、必ず記入すること。)

	ほ場所在地 (字地番)	計画面積(㎡) 実施面積(㎡)												計画面積 合計 [㎡]	実施時期	年度内 実施の 確実性
		改植(㎡) に伴う未収 益支援①	うち現在栽 培されてい る品種と異 なる品種を 改植する 面積計 (㎡)	改植(㎡) に伴う未収 益支援②	棚施設を 利用した栽 培法への 転換に伴う 未収益支 援(㎡)	台切りに伴 う未収益支 援(㎡)	改植支援 (㎡)	うち現在栽 培されてい る品種と異 なる品種を 改植する 面積計 (㎡)	新植(㎡)	茶園整理 (㎡)	棚施設を 利用した栽 培法への 転換に必 要な資材 の導入 (㎡)	直接被覆 栽培への 転換に必 要な資材 の導入 (㎡)	有機栽培 への転換 (㎡)			
1														0		
														0		
2														0		
														0		
3														0		
														0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1)ほ場面積の記入に当たっては、茶園のけい畔や法面など茶樹が植栽されていない面積は除いてください。
このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。
注2)ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
注3)移動改植(改植を行う前と後で、ほ場が異なる場合)を行うほ場が複数ある場合は、代表的な1つのほ場所在地名を記入し、他のほ場は、「他〇箇所」と記入してください。
この場合、実施予定時期及び実施時期は、記入する必要はありません。
なお、ほ場面積の記入に当たっては、「4 移動改植」の「植栽を行うほ場の交付対象となる合計の面積」を記入してください。
注4)年度内実施の確実性の記入については、支援対象者が自己の責任の範囲で実施が確実と担保できる茶園について○を記載し、それ以外には×を記載する。

3. 未収益支援②の場合の確認事項

〔本別記の第6の1(2)イ(エ)の取組:未収益支援②に関する確認〕

	取組計画								取組実績						
	(ア)	(イ)					取り組む内容	実施時期	(ア)	(イ)					実施時期
		a	b	c	d	e				①	②	③	④	⑤	
1															
2															
3															
合計															

※改植に伴う未収益支援②の場合は、次の取組を行うこと
(ア) 40アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと
(イ) 次のaからeまでの5項目から2項目以上の選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
a ドローン、無人機採集機等を活用した先端労働力削減技術の実証ほの設置
b 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
c 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
d 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
e 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施
なお、取組計画の「取り組む内容」には、a～eに係る具体的な実証技術や取組を記載すること。

4. 茶園整理に取り組む場合の確認事項

〔本別記の第6の1(1)カの取組:茶園整理に関する確認〕

ほ場番号	茶園整理後の土地利用計画 (担い手への集積、他品目への転換等)

5. 有機栽培への転換に取り組む場合の確認事項

〔本別記の第6の1(1)クの取組:有機栽培への転換に関する確認〕

	取組計画	取組実績
	有機栽培への転換に際して導入又は実践予定の栽培技術、管理手法、取組等	有機栽培への転換に際して導入又は実践予定の栽培技術、管理手法、取組等
1		
2		
3		

6. 添付資料
・事前確認資料

確認計画(事業実施主体用)

茶生産者 グループ名	対象 生産者数	確認の時期		確認体制(関係機関の協力体制含む)		確認方法		備考
		事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

※新植の場合は、事前確認の欄は「－」とする。

確認野帳(事業実施主体用)

実施確認者	1所属・氏名	実施日	事前確認	○年○月○日～△日(書類審査日又は現地確認日)
確認協力者	2所属・氏名		事後確認	○年○月○日、△月△日
	3所属・氏名	立会人	計 名	

1 「改植（移動改植を除く）」、「新植」、「棚施設を利用した栽培法への転換」、「台切り」、「茶園整理」、「棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入」、「直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入」、「有機栽培への転換」について記入

[illegible]

2 移動改植について記入

農家情報												事業実施主体による確認				
茶生産者グループ	生産者名	ほ場番号	枝番号	茶樹を伐採し、抜根する ほ場所在地 (宇地番)	改植の区別 (未収益支援①又は未収益支援②のいずれかに○をする)	面積(㎡)	品種名	枝番号	植栽を行う ほ場の所在地 (宇地番)	面積(㎡)	品種名	事前確認結果		事後確認結果		
												(記載例) 事前の状況確認	(記載例) 確認資料	(項目例) 実施内容 の確認	(項目例) 支援対象 面積の測定	(項目例) 特筆事項 (あれば記録する)
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											
					未収益支援① ・ 未収益支援②											

別記様式第1号別添7（第6の1（4）ウ（ア）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
茶生産者グループ
代 表 者 氏 名

印

令和〇〇年度茶改植等実績報告書兼補助金交付請求書

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領（令和2年月日付け2生産第号、2政
統第号農林水産省生産局長、政策統括官通知）別記3の第6の1（4）ウ（ア）に基づ
き、その実績を報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

（添付資料）

- ・茶生産者グループ別事業実績報告書（別記様式第1号別添8添付資料①）
（別添3の茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書に必要事項を記入し実績
報告書とすること。）

注1 支援の対象となる生産者の状況の確認については、改組に伴う未収支支援②の場合の取組を記入する。（該当する項目「〇」を付すこと）
 については、茶生産者グループにおいて40アール以上又は改組実施面積の1割以上について異なる品種への改組が行われているれば、合計の欄に「〇」を付すこと。
 なお、確認にあたっては、「改組（m）」に伴う未収支支援②の合計面積が、40アール以上になっている又は「茶園面積」の合計の1割以上となっているかを確認すること。
 いについては、次のaからeまでの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。（取り組む項目に「〇」を付すこと）
 a ドローン、無人操縦機等を活用した先端労働力削減技術の実証への設置
 b 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証への設置
 c 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 d 機械化作業機に資する茶葉の取扱いの研鑽
 e 国内マーケットの新規開出に向けた発芽茶・半発芽茶等の栽培・加工の取組の実施

注2 支援対象面積の精査の確認については、以下の基準で該当する数値を記入。
 1 生産者グループの全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査されている場合。
 2 農地基本台帳等の登記簿面を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合を事前精査している場合。

注3 荒茶加工施設の構成員又は生産出荷農家の中で、補助金の交付を受けない生産者の人数を生産者名の欄に「その他〇名」と記入すること。
 また、荒茶加工施設の茶園面積の計上には、当該荒茶加工施設の茶園面積（受入面積）を記入すること。なお、当該茶園面積には、補助金の交付を受けない生産者の茶園面積も含めるものとする。
 なお、記入した数値については、その根拠となる資料を求められた場合、提出できるようにしておくこと。

注4 備考欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易のいずれの方法」に該当するものを記入する。
 また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」うち補助金〇〇〇円、を同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した数値には計上及び総合計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を記入すること。

注5 茶生産者グループの数に応じ、適宜上掲の表を追加して記入する。なお、事業実施主体ごとに、茶生産者グループの新旧面積等を合計し、以下の2項目について要件を満たすか確認すること。

項目	項目	計画	異なる品種への転換	判定	実績	最終判定
改植に伴う未収益支援②の場合	異なる品種への改植実施面積4000㎡以上	㎡	㎡		㎡	
	異なる品種への改植実施の合計が改植実施面積の1割以上	%			%	

別記様式第1号別添8（第6の1（4）ウ（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（茶生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

令和〇〇年度茶産地再生支援対策事業（茶の改植等）補助金の交付額の確定通知書

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領（令和2年月日付け2生産第号、2政
統第号農林水産省生産局長、政策統括官通知）別記3の第6の1（4）ウ（イ）に基づ
き、茶産地再生支援対策事業（茶の改植等）補助金の交付額を確定します。

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（茶生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

令和〇〇年度茶産地再生支援対策事業（茶の改植等）に係る実施確認結果通知書

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領（令和2年月日付け2生産第号、2政
統第号農林水産省生産局長、政策統括官通知）別記3の第6の1（5）ア（カ）aに基づ
き、実施確認結果を通知します。

（添付資料）

- ・実施確認一覧表（別記様式第1号別添9添付資料）

実施確認一覽表

茶生産者グループ名：〇〇〇〇〇〇

[illegible]

別記様式第1号別添10（第6の1（5）ア（カ）b関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（茶生産者名） 殿

所 在 地
茶生産者グループ名
代 表 者 氏 名

印

令和〇〇年度茶産地再生支援対策事業（茶の改植等）に係る実施確認結果通知書

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業実施要領（令和2年月日付け2生産第号、2政
統第号農林水産省生産局長、政策統括官通知）別記3の第6の1（5）ア（カ）bに基づ
き、実施確認結果を通知します。

（添付資料）

- ・実施確認一覧表（別記様式第1号別添10添付資料）
（実施確認結果を通知する生産者分の抜粋）

実施状況一覧表

事業実施主体名：〇〇〇〇〇

支援対象年度	生産者名	実施状況												実施状況 結果	備 考
		ほ場番号	実施面積 (㎡)	取組内容											
				改植（㎡）に 伴う未収益支 援①	改植（㎡）に 伴う未収益支 援②	棚施設を利用 した栽培法へ の転換に伴う 未収益支援 (㎡)	台切りに伴う 未収益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)	新植 (㎡)	茶園整理 (㎡)	棚施設を利用 した栽培 法への転換 に必要な資 材の導入 (㎡ ²)	直接被覆栽 培への転換 に必要な資 材の導入 (㎡)	有機栽培へ の転換面積 (㎡)		

注）有機栽培への転換に取り組んだ場合には、備考欄に以下の内容を記載すること。
（１）有機栽培への転換に際して取り入れた栽培技術、管理手法、取組を記載すること。
（２）有機認証を取得した年度より、認証機関を記入するとともに、有機認証の取得を証明するもの（認定証等）の写しを添付すること。

成果報告書（別添）

1 事業の成果

改植に伴う未収益支援①					改植に伴う未収益支援②					棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援				
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ア (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 イ (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ウ (年)	
ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

台切りに伴う未収益支援					改植支援					新植支援				
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 エ (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 オ (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 カ (年)	
ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha	

茶園整理					棚栽培を利用した栽培法への 転換に必要な資材の導入					直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入				
1年目 (年)	2年目 キ (年)				1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ク (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ケ (年)	
ha	ha				ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha	

有機栽培への転換					総合計 (ア+イ+ウ+ エ+オ+カ+キ +ク+ケ+コ)
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 コ (年)	
ha	ha	ha	ha	ha	ha
					0

注）1年目には事業実施年度の事業実施面積を記載する。実施状況確認において、各取組の態様が継続されている限り、同一の数値を目標年度まで記載する。
総合計の欄には、各メニューの目標年度における事業実施面積の合計値を計算する。

2 添付書類
地方農政局長等が必要と認める書類

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業
(茶産地再生支援対策事業)

事業実施状況報告書

事業実施年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

実施状況報告年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

第1 成果目標

1 達成すべき成果目標

--

注1：事業実施計画書から転記すること。

第2 事業実施結果の概要

1 事業全体の実施概要

事業の実施時期	取組の内容
(年度) 月 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 取組結果

ア 検討会の開催

(ア) 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備 考

注：適宜、行を追加して記入すること。

(イ) 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

注1：参集範囲は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2：開催する検討会ごとに記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

イ 茶の改植等

(ア) 取組結果の概要

--

注：別記様式第2号別添2「実施状況一覧表」等を添付すること。

第3 取組の総合評価

--

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業
(茶産地再生支援対策事業)

事業評価報告書

事業実施年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

事業評価報告年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

第1 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

達成すべき成果目標	
事後評価の検証方法	
成果目標の達成状況	
事業の実施による効果 (取組全体の総評)	
事業計画の妥当性	

適正な事業の執行	
----------	--

注：「達成すべき成果目標」及び「事後評価の検証方法」については、事業実施計画書から転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」については、可能な限り定量的に記入すること。

第2 事業の成果品等

注：事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別記様式第4号（第5の3及び第5の4関係）

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業（茶産地支援対策事業）に関する事業評価

都道府県名 （市町村名）	事業実施 主体	対象 作物	事業費 （うち国費） （千円）	成果目標の具体的な 内容	成果目標の達成状況						事業内容 具体的な 取組内容	意見
					基準年 年	1年目 年	2年目 年	目標年 （実績） 年	目標値	達成率 （％）		

＜記載要領＞

- 1 成果目標の具体的な内容は事業実施主体ごとに記載する。
- 2 事業実施主体の数及び目標年度により、欄を適宜記載する。

別記様式第5号（第5の5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業（茶産地再生支援対策事業）における改善計画（目標年度：令和 年度）について

令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業（茶産地再生支援対策事業）について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業の実績（目標の達成状況）
成果目標：
実績：
達成状況（達成率）：
- 3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 4 改善方法
- 5 改善計画を実施するための推進体制

注1：改善計画は1か年の計画を基本とすること。

注2：別記様式第5号別添1に改善計画の詳細を記載し、4にその計画を達成するための具体的な方法を記載する。

注3：別記3の第4に定める事業実施状況報告書の写し（評価対象年度）を添付すること。

令和 2 年 7 月豪雨対応産地緊急支援事業（茶産地再生支援対策事業）の実績及び改善計画

対象作物	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				改善計画			
		計画策定 時の現状 値 年	目標年 年 実績値	目標値	達成率 (%)	年 目標値	達成率 (%)	(新目標年) 年 目標値	(新目標年) 達成率 (%)

<記載要領>
改善計画が必要な成果目標に応じて、適宜、欄を追加・削除して記載すること。